

☆日程に上がってきた憲法改正

― 憲法改正の本音とその危険性 ―

改正の抵抗感を薄める姑息

◇一昨年、政府は憲法を変えやすくするため各議院総数の3分の2の賛成(96条)を2分の1にするとして、「裏口入学」だと批判され引つ返しました。

◇そして今度出てきたのは、「環境権」とか「財政規律条項」とか、今の憲法を変えなくてもできることを憲法改正にこじつけてやろうとしています。

(「民法で助走をつけて憲法へ」 2月26日 朝日川柳)

◇本音は明らかです。反対の無いような項目で憲法改正の練習をし、慣れたところで、本丸の9条に手を付けようという姑息な方法を考えたのです。

すでに始まっている9条改正の先取り

◇実は9条改正が待ちきれず、政府は改正を先取りして危ういことをすでにやり始めています。秘密保護法、集団的自衛権行使容認、武器輸出容認、自衛隊の制服組優遇、自衛隊の活動範囲の制約撤廃、沖縄・辺野古の基地建設着手などです。これもフエアーなやり方ではありません。

◇私たちは戦争を容認する憲法改正は断固反対ですが、百歩譲って、もし国民の大部分がほんとうに戦争をしてもよいと思えば9条を戦争の出来る条項に変えてもよいと言うなら、それからやるべきでしょう。

いま進行していること、その本音をしっかりと見抜こう

◇いま国民大多数の関心事は経済です。ほんとうにこの国の経済は立ち直るのか？ 私たちの生活は楽になるのか？・・・と。

◇しかし、このように国民の目が経済に釘付けになっている間に、憲法改正は日程に上がってきました。

◇経済が仮によくなったとしても、もし戦争になったら、平和そのものはもちろんのこと人権も自由もすべて崩れ去ります。

◇この国は戦後70年間戦争をせず、自国の民も他国の民も戦争の犠牲にすることはありませんでした。この70年の平和と幸福を捨て去ってよいのですか？ いま進行していること、そしてその本音をしっかりと見抜こう！

二〇一五年三月八日(日) 護憲平和行進(通算577回目)

★浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

〔日本国憲法第九条〕

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。